

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正	府省名	文部科学省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input type="checkbox"/> 定性的な分析	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					
【課題の説明】							

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《行政費用に係る補足説明》

文部科学大臣が責任保険契約を解除する届出を受理した際に当該責任保険契約の被保険者に行う通知に係る費用等が発生することが想定されるが、以下の理由により、これらの費用は極めて限定的である。

そもそも、責任保険契約の保険者からの責任保険契約の解除は、これまでの実績を踏まえると、通常行われるものではない。

責任保険契約の保険者が責任保険契約を解除しようとする場合に、事前に文部科学大臣に届け出ることを義務付けるという規制により生じる新たな行政費用は、当該届出を受領することである。

また、当該届出を受領した文部科学大臣は、その旨を責任保険契約の被保険者たる原子力事業者に通知することになるが（改正後の原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第9条の2第2項）、通知をすることに伴う新たな行政費用は、通知書の作成、発送作業等の極めて限られたものである。

### 《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

責任保険契約の保険者が責任保険契約を解除しようとする場合には事前に文部科学大臣に届け出ることを義務付けるという規制についても、当該届出を受理した文部科学大臣が責任保険契約の被保険者たる原子力事業者にする通知についても、いずれも、極めて限られた費用しか生じない。

一方で、こうした規制による便益として、被害者に対する賠償がより確実に行われることになるから、便益が費用を上回る。